

水道事業審議会の運営について（案）

第 1 趣旨

本庄市水道事業審議会規則第 8 条の規定に基づき、本庄市水道事業審議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 会議の公開

(1) 会議は公開とする。

※ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。（本庄市水道事業審議会規則第 2 条）

(2) 会議を非公開とする場合は、あらかじめ会長が会議に諮り決するものとする。

第 3 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、10 人とする。

なお、傍聴希望者が 10 人を超えた場合には、くじ引きとする。

第 4 会議録の調製

(1) 会議録の調製にあたり、発言者名は無記名とする。

(2) 会議録は、会長が署名した日をもって確定する。

(3) 会議録の公表は、会議録を確定した日以降に行う。